

長島病院 面会規程

第1条（目的）

本規定は、医療法人長光会長島病院（以下「病院」という）の入院患者への面会について必要な事項を定め、患者の療養環境の維持、感染予防、医療安全及び個人情報保護を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、病院に入院する患者への面会者及び対応する職員に適用する。

第3条（基本範囲）

1. 面会は患者の療養上支障のない範囲で認める
2. 病院は、感染状況、患者状態、その他必要な事情により、面会を制限または禁止することができる
3. 面会者および職員は、本規程に従うものとする
4. 面会は、患者本人の意思および病状に配慮して実施する
5. 病院は、感染症流行状況、災害時、院内安全、その他必要な場合には、面会方法の変更または面会禁止措置を講ずることができる

第4条（面会者の範囲）

面会者は、家族、親族、後見人、患者が希望する者、その他病院が適当と認めた者とする

第5条（面会時間、面会場所等）

1. 面会者は、病院が指定する受付簿等へ必要事項を記載する
2. 面会時間は原則、10時半～17時（平日・土日祝）とする
3. 病棟または患者の状態により、面会条件を変更する場合がある
4. 面会場所は院内とする

第6条（面会人数）

人数制限はないが、大人数で面会することはできない

第7条（遵守事項）

面会者は、職員の指示に従うとともに次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない

1. 入院患者や職員に対して迷惑となる行為（暴言・暴力・ハラスメント等）を行わないこと

2. 手指衛生、咳エチケット、必要時のマスク着用等、病院の感染対策に従うこと
3. 病院内等で大声、長時間滞在、その他療養環境を損なう行為を行わないこと
4. 許可なく写真撮影、録音または動画撮影を行わないこと
5. 発熱、咳、嘔吐、下痢その他感染症が疑われる症状がある場合は面会を控えること
6. 病院敷地内で飲酒、喫煙その他禁止行為を行わないこと
7. 病院が制限する物品については、職員の許可なく持ち込まないこと
8. 高額な現金、貴重品その他病院が不適切と認める物品を持ち込まないこと

第8条（特別な配慮）

重篤な状態、終末期、病状説明、意思決定支援、その他特別な事情がある場合は、患者および家族等の意向に配慮し、個別に面会機会を確保するように努める

第9条（面会の中止）

1. 病院は、面会者が本規程に従わない場合、直ちに面会を中止または禁止することができる
2. 感染症の流行状況や病院管理上の必要があると判断した場合、面会を中止することができる

第10条（周知方法）

本規程の内容は、院内掲示、病院ホームページ掲載等を通じて、入院患者や面会者等へ周知する

第11条（見直し）

本規程は、感染状況、社会情勢、院内の運用状況等を踏まえ、定期的に見直しを行うこととする

附則

本規程は、令和8年10月1日より施行する